

が2.5%以上であることとの要件に見直された。

給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」について、雇用調整助成金およびこれに類するものの額を控除しないこととされた。

改正は、2021年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

## その他の中小企業関連税制

### (1) 設備投資減税

中小企業投資促進税制および中小企業経営強化税制(経営資源集約化設備という類型が追加)の適用期限が2年延長され、商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、対象業種について中小企業投資促進税制に統合された(措法42の6、42の12の3等)。

### (2) その他の政策税制

中小企業者等に係る軽減税率の特例が2年延長された(措法42の3の2等)。地域未来投資促進税制について、適用要件を見直したうえで2年延長された(措法42の11の2等)。

## 第3章

# M&Aに関する改正の実務ポイント

### (この章のエッセンス)

●株式対価M&A促進税制の適用にあたっては、特に混合対価を交付する場合の20%基準の充足に留意が必要となる。

●中小企業経営資源集約化税制の適用では、中小企業事業再編投資損失準備金の取崩しの要件に該当する場合もあるため、投資を行う前に当該要件の確認を十分に行うことが必要である。

## 株式対価M&A促進税制の創設

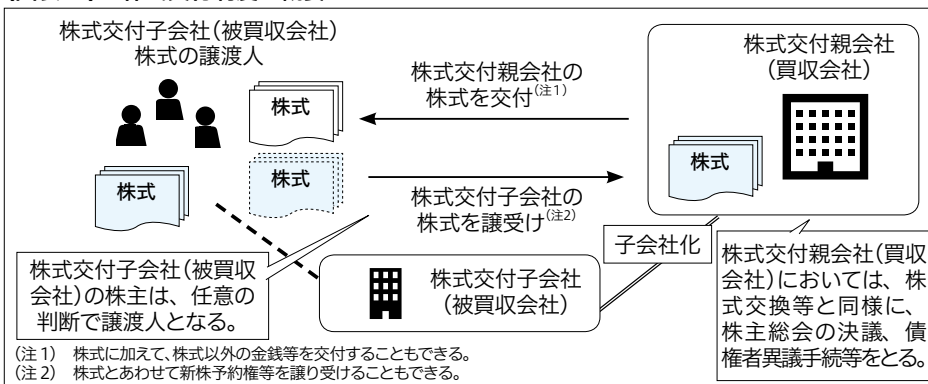
産業構造の変革をさらに推進するため、事業ポートフォリオの見直しなど、企業価値向上のための企業の

機動的な事業再構築が重要な課題とされていた。

会社法における株式交付制度<sup>(1)</sup>(会社法774の2、774の11)の創設(図表14)に伴い、自社株式を対価として、対象会社株主から対象会社株式を取得するM&Aについて、対象会社株主の譲渡損益課税を繰り延べる措置(恒久的措置)が創設された(図表15)。

新たに創設された、株主(法人株主および個人株主)の課税繰延制度は、株式交付制度により株式交付親会社<sup>(3)</sup>株式の交付を受けた場合の、株式交付子会社<sup>(4)</sup>の株式の譲渡損益を繰り延べるものであるが、混合対価(株式交付親会社の株式以外に金銭その他の資産の交付を受ける場合の対価)については、交付を受けた価額の合計の20%以下の場合に限定

(図表14) 株式交付制度の概要



(出所) 法務省パンフレット「令和元年12月11日公布 会社法が改正されます」をもとに筆者作成